

(第十四部)

第五回参議院通信委員会會議録第八号

(三〇四)

昭和二十四年五月十一日(水曜日)午後二時二十九分開会

本日の会議に付した事件

○簡易生命保険法案(内閣送付)

○郵便年金法案(内閣送付)

○委員(大島定吉君) 只今より委員会を開きます。簡易生命保険法案及び郵便年金法案について質疑を執行いたします。速記を止めて……

午後三時三十分速記中止

午後三時三十分速記開始

○委員(大島定吉君) 速記を始め

○小林勝馬君 二三の点をお伺いしたいのですが、第一條にありますところの「確實な経営により、なるべく安い保険料を提供し」とありますが、一般の保険料とどれくらい差があつて、どういふことになつておりますか、簡単に御説明願ひたい。

○政府委員(岡井清三郎君) これは民間の簡易保険とは各々保険料の掛け方が違ひますので、正確に取調べるという事はできませんが、大体の比較したものがあつたので、それを例を挙げて申し上げまして御参考に供したいと思ひます。例えば十五年満期養老保険の保険金額一百万のもの、これに対する簡易保険と民間との比較を申し上げますと、加入年齢が十歳の者、簡易保険六百九十円、民間が六百九十円、二十歳で簡易保険六百九十円、民間は六百九十四円、三十歳であり

ますと簡易保険六百九十円、民間六百八十九円、四十歳でありますと簡易保険七百四十八円、民間が七百十七円、五十歳でありますと簡易保険八百五十円、民間八百一円というふうになつておりました、大体保険料といたしましては同じであります。大同小異でありまして差はありません。然るにこの第一條に「なるべく安い保険料」とありますが、これは簡易保険は主として少額契約を取扱つておりますから、普通ならばどうしても保険料が高くなります。この点、実際に民間保険とそう違わないという事は、実質的に考えまして簡易生命保険は安くなつていくという事とが言えるのじやないかと私共は考えております。

○小林勝馬君 次に第十七條の、保険金額を最高五万円最低五千円と決定してあります根拠を御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(岡井清三郎君) 最高制限を五万円にいたしましたのは、この差上げましたその第七表、物價指數、生計費指數及び賃金指數、これにありますが、昭和十九年度におきまして、このとき簡易保険が二千元になりましたが、このときの物價指數であるとか、生計費指數、賃金指數を百といたしまして昭和二十三年程度と比べて見ますと、丁度大体百倍程度になつております。賃金の方は百倍になつております。少しそれより下であります。物價指數の方は大体百倍になつております。そうしたことから見ますれば昭和

十九年が二千元でありますから、二十万円にすべきであると思ひます。それから又もう一つの見方が行きますと、昭和二十三年の一月と比べて見ますと、昭和二十三年一月には二万五千円でありましたが、物價の方は昭和二十三年の十二月で、少し前になりまして大体二倍になつております。つまり、大体これから見ますと五万円に丁度いいということになります。つまり昭和二十三年の一月と比べて倍にして丁度いいのであります。昭和十九年と比べて見ますと、これは二十万円にすべきであつて、五万円では低過ぎる、こういうことになりまして、先きも申しました關係上、大体今回は五万円に止めざるを得なかつたような次第であります。最低五千円にしましたのは、現在は一千元であります。大体附加保険料の二割ということになつておりますが、五千元の保険にいたしますと保険料が大体三百円見当です。三百円の二割といたしますと六十円くらい、こういうことになりまして、事業費として使用することのできる附加保険料は六十円、ところが實際におきまして現在契約を維持する費用は一件当り百円掛かつております。百円掛かつておるのに六十円しか入らないということですから、これも相当採算割れということになります。簡易保険は社会的な事業であるといふので、せめて五千円にしたい、實際上國民の要望から申しましては五千円以下の保険金額では貰つても何の役に立

たんといふようなことで、實際にも價値がなく、経営上これでは困るといふのでその限度を大体五千元としたわけでありました。

○小林勝馬君 次に三十一條の倍額支拂の問題でございまして、この倍額支拂をやつて独立採算制になつてから経営上に差支ないかという点を伺ひたいのと、それから三十二條に、「保険金額の一部を支拂ふ」といふふうになつておりますが、三十二條、三十三條の「一部」といふのは如何程のあれになりますか。

○政府委員(岡井清三郎君) 倍額支拂制度を始めて保險經營上困ることはないかという第一の御質問でございまして、これはここに書いてあります通り、被保險者が保險契約の効力発生後二年を経過した後でありますから、實際上この規定が発動しまして倍額を支拂ふようになりましては、これから二年先のことです。この二年先におきましては簡易保險事業は相當の剰余金を出しまして、以前に經營困難のために中止してしまつた民間の利益配當、我々の方で言う長期還附金、この復活さえ可能であるといふような経営状況になりますので、倍額支拂制度を始めましては、経営上困るといふことではないつもりでおります。御参考までに、二年後にこれがために支拂う金額が年額どれくらいに殖えるかと申しますと、大体これは先きのことですから、全くの推算であります。大凡そ一億二千万程度増加に進むように

考えております。又その程度の額なら經營上困るといふことはありません。それから三十二條の傳染病、災害以外の原因で死亡した場合に支拂う保険金の額であります。これはこの法律によつて約款で定めるわけでありまして、その約款におきましてはかように決めるように予定しております。それは若し一年以内でありましたならば、今までに拂つた保険料の全額、一年以上二年未満で死亡した場合には保険金額の二分の一、これを支拂うことに予定しております。又現在もそうなつております。

○小林勝馬君 三十五條に「保險金を支拂う責に任じない」とありますが、これは一般民間の保險と同様であるか、特に簡易保險だけどういふふうになつておるのであります。その点を御聞きたいのと、第三号に「故意に被保險者を殺したとき」と相成つておりますが、これは他殺の場合を言ひのかどういふことを言ひのか。

○政府委員(岡井清三郎君) 第一の御質問の保險金を支拂う責に任じないつまり免責條件であります。これは民間と殆んど同じであります。ただ民間におきましては、犯罪によつて死亡した場合には大体の会社が支拂わないといふことになつております。簡易保險におきましては、以前はそうでありましたが今度の法律によりまして、犯罪によつて死亡した場合にも保險金は支拂うということになつております。それから三十五條の第三号の「保

險契約者が故意に被保険者を殺したとき」とありますのは、これは過失によらないという意味であります。つまり他殺の場合であります。

○小林勝馬君 次に四十五條の契約の乗換の問題ですが、通常の場合解約して新契約を締結する場合とどういうふうに違ふか……

○政府委員(岡井三郎君) 通常解約して新たに保険に新契約に入るといいますれば、解約の場合の還付金は普通の場合よりもすくなく、積立金の入るが乗換の場合になりますと、その積立金の全額を支拂う、この点が第一の違ひであります。それからもう一つ違ひますことは先程申し上げました通りに通常の解約をして、新契約に入りませぬ場合でありますと、前の契約と今度の新しい契約との何らの関連がありませんから、折角長い間昔の契約に対して保険料を拂つて、それを解約して新たな一つの保険に入つて、それで二年以内に事故がありました場合には、やはり先きにも申しました三十二條の適用を受けまして、一年以内でありますらうら今までに拂つた保険料、二年未満でありましたならば保険金の二分の一だけしか支拂いせんが、乗換の場合でありますと、一年未満で死亡した場合には保険料だけでなくして、保険金の二割ということになりますから、相当有利になります。新しい契約の保険金の二割を支拂うということになりますからその点が相当有利になつております。一年以上、二年以内に死亡した場合にはこれは保険金は買ひ戻すことになっておりますから、この点は同じになつております。

○小林勝馬君 そりすると保険局の方としては乗換を積極的に勧誘されるのか、希望によつてやられるのか、いずれであるか。

○政府委員(岡井三郎君) これは申し上げるまでもありませんが、加入者の全く自由な意志によつてやりたいと思つております。ただ周知だけはいたいと思ひますが、加入者が厭やだといふのを勧誘してやらすという意思は毛頭持っておりません。

○小林勝馬君 六十九條の二項の「前項の保健施設に要する費用は、國の負担とする」とありますが、この國といふのは國の一般会計のつもりで書いてあるのか、保険事業の特別会計の負担といふ意味かこれをお伺ひしたい、保険事業の場合だつたら保険事業の負担とした方がいゝのではないか、かように思ひますが、その点どうですか。

○政府委員(岡井三郎君) これは簡易保険事業特別会計の負担でありまして、國の一般会計の負担の意味ではございせん。然らばはつきりとしやうに書いたらいいやないかという御質問であります。成る程おつしやる通りの方でもありますが、一方におきまして、これはこの法律はすべて簡易保険事業のことを規定してゐるのであります。簡易保険事業につきましては、保険年金特別会計といふものがあつて、一般会計とは全く別の会計でやつてゐるということもはつきり分つておりますので、それを前提としたしまして規定いたしました関係上、これは言わなくても分つてゐるというふうな我々も考えたが故にかようにいたされたのであります。

○小林勝馬君 第七十條の積立金の運用の問題ですが、これは郵政省が運用するの、大蔵省が運用するの、この点を一つお聞ひいたします。

○政府委員(岡井三郎君) これはもとより通信省で運用する建前です。たゞ現在では御承知の通りの事情を以てしまして、それが停止してゐるわけでありまして、その間この法律の効力が制限を受けるという結果になるかと思ひます。

○小林勝馬君 そりするとこの運用は通信省がやるということと立案したといふだけで、今後通信省が運用することとこの法律としては私共了解していいのですか、どういふことになるのですか。

○政府委員(岡井三郎君) もとよりその筋の了解も得ました上でこの法律を規定いたしました以上、私共としては全力を凝らしてこの法律通りにやります。つまり通信省が全面的に、運用でございまして努力しなければならぬと思ひます。

○下條議員君 今の小林委員の質疑に開連しまして運用の再開で一つ大臣にお尋ねしたいと思ひますが、私は前回運用の再開は料金の値上げに關する経営面から申上げたのですが、今の小林君の質問並びに岡井局長の御答弁で段々はつきりしたことは、少くも運用再開することによつて料金の値下げに向うことができるかといふことは、私は今の御答弁から窺ひ知ることができると思ひます。で、そういう意味からすると、単に独立採算の問題、郵政の特別会計に影響がないからといふ前回の局長の御答弁であつたのであります。今お聞きするところの御答弁は深水さんの御質問に局長の御答

になつたところによると、一千万円の方には昨年年度においても郵政特別会計の方も運用を要するといふことはつきりしたわけでありまして、そうなることは速かに少くもこの法律を施行することによりまして、これはもう運用再開の條件は整つたものと考へられるのであります。でありますから、いづからこれを運用再開をおやりになる御計画なんですか、この点を一つ大臣から伺ひたいと思ひます。

○岡井大臣(小澤佐重君) この問題につきましては当委員会でもいろいろお話し申し上げましたが、國會、衆参兩院は勿論のこと、例えば特定局長會議とか或いは全通組合といふようなものもすべてこれは本来の姿に帰つて通信省で運用することが適当だといふ、むしろ國の輿論的な形にまで進んでおるのであります。ただ問題は關係方面の指示の結果、大蔵省でいわゆる資金の一元的統制といふような意味から現在大蔵省で取扱つておるのであります。この程度のもので分れても、それはどういふことは考へていません。要は先づこの關係方面の了解を得るには日本政府として一定の方針即ち郵政省に戻して運用するんだといふような結論を一本にして、そりして關係方面と交渉しなければならぬと思ひます。従つて大體事務的の折衝も継続いたしておりますが、現段階においても事務的折衝の時期でなく、大きくこれを政治的に解決すべき時期だと考へておるのであります。では政治的時期はいつかといふこ

とになりますと、これは衆議院あたりでも決議案が明日か明後日出るのじやないかと思ひます。そりうらうらうな方向に進んで参つておりますので、私は今まで大蔵省と通信省との事務折衝、又大蔵大臣の考へ方等を相当検討いたして参りましたが、この決議案を若し衆議院で通過した場合には、このときこそ私が政治的に關内においてそりした折衝に取り掛かる時期じやないか、こゝ考へておりますので、これがうまう行きますれば、少くも來月あたりから突進できるのじやないかと思ひます。それは勿論やつた上でなければなりませんので、今直ちにいつからこれを実行するといふことはお答えできませんけれども、速かにこりした方面で解決をつけて元の通信省で扱つた時代と同じような方法で國民の輿論に應え、又それを実施したいと考へます。

○小林勝馬君 岡井法案に対する質疑をこの辺で打ち切らんことの動議を提出いたします。

○委員(大島定官君) 小林君の動議に御異議ございませんか。

○委員(大島定官君) 御異議なければ質問は終つたものと認めます。

○政府委員(岡井三郎君) 御説明申上げる際にもつと失言いたしてしまいました。この法律を施行するにつきましては何らの経費を要しません。附加して申上げます。

○委員(大島定官君) それでは質疑は盡きたよりでありますから、討論に入りたと思ひます。つきましては、御意見のあります方は本法案に対する

点は同じになつております。

○小林勝馬君 第七十條の積立金の運

点は深木さんの御質問に局長のお答え

す。では政治的時期はいつかというこ

御意見のあります方は本法案に対する

賛否を明かにしてお述べ願いたいと思

います。  
○小林勝馬君 討論も省略して直ちに

採決に入られんことの動議を提出いた

します。  
〔賛成〕と呼ぶものあり  
○委員(大島定吉君) 小林君から討

論打切りの動議が出ましたが、御異議

ございませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶものあり  
○委員(大島定吉君) 御異議ないも

のと認めます。直ちに採決いたしま

す。郵便年金法案並びに簡易生命保険

法案、両案に対して原案通り可決する

ことに御異議ない方は、御起立を願

います。  
〔総員起立〕  
○委員(大島定吉君) 全員起立でこ

ぞいます。よつて両案は全員賛成を以

て原案通り可決すべきものと決定いた

しました。  
それでは委員長の口頭報告は、両法

案の内容、本委員会における質疑應答

の要旨、及び表決の結果を報告するこ

とに一つ御承認を願うことに御異議ご

ぞいませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶものあり  
○委員(大島定吉君) 御異議ないも

のと認めます。つきましては、委員長

が議員に報告する報告書には多数意見

者の署名を付することになつておりま

すから、両案に御賛成の方は順次御署

名を願います。  
多数意見者署名  
渡邊 甚吉 小林 勝馬  
深木 六郎 千葉 信  
下條 恭兵 市來 乙彦  
松嶋 喜作  
○委員(大島定吉君) 御署名洩れは

ございせんか。ないものと認めま

す。これを以ちまして本委員会は散会

いたします。  
午後四時六分散会

出席者は左の通り。  
委員 大島 定吉君  
理事 小林 勝馬君

委員 渡邊 甚吉君

下條 恭兵君  
松嶋 喜作君  
深木 六郎君  
市來 乙彦君  
千葉 信君

國務大臣 小澤佐重喜君  
通信大臣 岡井彌二郎君

政府委員 通信事務官  
通信事務官 岡井彌二郎君  
簡易生命  
保険局長

岡井彌二郎君

昭和二十四年六月一日印刷

昭和二十四年六月二日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局